山梨県処遇改善等加算（区分３）に係る研修修了要件取扱要領

＜保育所、地域型保育事業＞

令和３年４月２２日
令和３年９月１６日改正
令和５年１月１８日改正
令和５年１１月１日改正
最終改正　令和７年１１月１４日

第１ 目的

この要領は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分３）に係る研修修了要件について」（令和７年９月１６日付けこ成基２０２、７初幼教第４号。以下「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、保育所及び地域型保育事業に関する取扱いを定めるものとする。

第２ 研修修了要件の取扱い

保育所及び地域型保育事業における処遇改善等加算（区分３）の研修修了要件に該当する研修は、次のとおりとする。

① 保育士等キャリアアップ研修

② 幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習（教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和４年法律第４０号）の一部施行（令和４年７月１日）より前に実施された免許状更新講習（以下「旧免許状更新講習」という。））及び免許法認定講習（ただし、「２　旧免許状更新講習等について」によるものに限る。）

③ 都道府県又は市町村が実施する研修であって、教育・保育の質を高めるための知識・技術の向上を目的とするもの

④ 園内における研修を企画・実施する保育所又は地域型保育事業

１　保育士等キャリアアップ研修について

厚生労働省の「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（平成２９年４月１日付け雇児保発０４０１第１号。以下「ガイドライン」という。）に沿って、各都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関が実施する研修をいう。

(1) 職位・役職ごとに修了すべき研修分野

<table>
<tr><th colspan="2">研　修　分　野</th><th>副主任保育士</th><th>専門リーダー</th><th>職務分野別リーダー</th></tr>
<tr><td rowspan="6">専門分野別研修</td><td>乳児保育</td><td rowspan="6">専門分野別研修のうち３以上の研修分野を修了</td><td rowspan="6">専門分野別研修のうち４以上の研修分野を修了</td><td rowspan="6">専門分野別研修のうち職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む１以上の研修分野を修了</td></tr>
<tr><td>幼児教育</td></tr>
<tr><td>障害児保育</td></tr>
<tr><td>食育・アレルギー対応</td></tr>
<tr><td>保健衛生・安全対策</td></tr>
<tr><td>保護者支援・子育て支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">マネジメント</td><td>必須</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>

保育実践	×(※)	×(※)	×(※)

注）マネジメントを処遇改善等加算（区分３）の研修修了要件としてカウントできるのは副主任保育士のみ

※　保育実践については、令和元年度までに修了した研修に限り、カウントできる。

(2) 研修修了要件の確認方法

施設・事業所は、処遇改善等加算（区分３）の認定申請時に、以下の資料を添付する。

①　施設・事業所で作成する研修受講・修了履歴一覧（様式１）

②　加算対象職員に係る保育士等キャリアアップ研修修了証の写し

③　その他県が提出を求める資料

(3) 他都道府県等が実施する研修を修了した研修の取扱い

保育士等キャリアアップ研修は、山梨県が実施する研修（委託を含む。）又は山梨県が指定した者が実施する研修だけでなく、他の都道府県や都道府県から指定を受けた団体が実施する研修を修了した場合も研修修了要件に該当するものとする。

２　旧免許状更新講習等について

(1) 旧免許状更新講習、免許法認定講習の扱い

旧免許状更新講習及び免許法認定講習のうち、ガイドラインの「ねらい」と「内容」を満たした内容の分野を修了し、それらを複数組み合わせて１つの分野の修了時間が計１５時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したものとみなす。

(2) 研修修了要件の確認方法

施設・事業所は、処遇改善等加算（区分３）の認定申請時に以下の資料を添付する。

①　施設・事業所で作成する研修受講・修了履歴一覧（様式１）

②　加算対象職員に係る次の書類

・大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写し

③　その他県が提出を求める資料

３　都道府県又は市町村が実施する研修について

施設・事業所は、処遇改善等加算（区分３）の認定申請時に、以下の資料を添付する。

①　施設・事業所で作成する研修受講・修了履歴一覧（様式１）

②　加算対象職員に係る下記の書類の写し（受講時間数等の確認に必要なもののみ）

・研修の実施要領等の日程、概要がわかる資料

・その他県が提出を求める資料

４　園内研修について

(1) 対象となる園内研修の要件

①　研修の講師が、研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると県が認める者であること。

② 研修の目的及び内容が明確に設定されていること。

③ 研修修了者が明確に特定されており、園内研修を実施する施設・事業所において研修修了の証明が可能であること。

(2) 園内研修の認定、確認手続き

① 施設・事業者は、園内研修の申請にあたっては、研修時間の短縮に関わるため、疑義がある場合はあらかじめ園内研修実施前に県に相談するものとする。

② 申請者は、処遇改善等加算（区分３）の認定申請時に、「園内研修実施状況報告書」（様式２）に次の関係書類を添えて山梨県に提出する。

ア 園内研修修了者一覧

イ 講師、園内研修の目的、分野、内容がわかる書類

ウ 研修実施時の写真

(3) その他

研修時間数として休憩時間は除くため、研修実施時間を記載する際は、休憩時間を除いて記載すること。

５ その他

中核市又は特定市町村 (※) 所在の施設については、当該市又は特定市町村の取扱いによる。

※ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和７年４月１１日付けこ成保２９６、７文科初第２５０号通知）の第３の１(1)により県知事との協議により認定事務を行う市町村をいう。

第３ 研修修了要件の確認に係る部分の適用時期について

本要領のうち、研修修了要件の確認に係る部分の適用時期は、国通知のⅡに示されている適用時期のとおりとする。

（様式１）

研　修　受　講　・修　了　履　歴　一　覧

施設・事業所名

役職名	氏　名	職　種	修了した研修名 講義名、テーマ （複数ある場合は全て）	左の実施主体	研修分野	受講 修了日	左の 時間数	時間数 累計	要件の 適否	備考

※　複数の研修を受講・修了している場合は複数行に記載し、それらの時間数の計をその職員ごとの最終行の「時間数累計」欄に記載すること。

※　研修を修了していることの証明の写しを添付すること。

（様式２）　（処遇改善等加算（区分３）認定申請添付書類）**＜保育所・地域型保育事業＞**

文　書　番　号

年　月　日

山梨県知事　　殿

施設の所在地
施設の名称
代表者の職氏名　　印

園内研修実施状況報告書

当園において、以下の概要のとおり処遇改善等加算（区分３）に係る研修を実施しました。

１　園内研修実施状況

研修の名称	○○○○研修
研修実施日	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
研修実施時間	○時～○時　（休憩等を除く実研修時間：　○時間）

２　研修の目的・内容

３　研修講師について

研修講師指名	○○　○○　氏
肩書（役職等）	○○大学准教授
研修講師の実績	（特に、研修講師が大学等に所属する者でない場合、研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると認められる理由を具体的に記載する。）
研修講師の選定理由	（○○○○○　の実績があり、講師として十分の経歴と実績が認められるため　等）

※　研修で使用した資料、レジュメ等を添付する。
※　研修実施の様子がわかる写真を添付する。

４　研修修了者一覧：

修了者氏名	役　職
○○　○○	主幹教諭
○○　○○	専門リーダー

修了者氏名	役　職
○○　○○	中核リーダー
○○　○○	職務分野別リーダー